

## 仙台北税務署からのお知らせ

◆問い合わせ先 仙台北税務署  
0222-8121

### 確定申告に関する情報

#### ○国税庁ホームページ

「確定申告書作成コーナー」を「ご利用ください。」

確定申告の時期は、税務署の申告会場は大変混雑し、ご来場の納税者の方には長時間お待ちいただく状態となっております。

そこで、国税庁ホームページ「確定申告書作成コーナー」を利用した、ご自宅等での確定申告書の作成をお勧めしています。

『確定申告書作成コーナー』では、画面の説明に従って源泉徴収票や証明書等から金額等を入力するだけで、確定申告書を作成でき、電子申告（e-Tax）、又は紙に印刷して郵送等で税務署に提出することができますので、ぜひご利用いただき、電子申告（e-Tax）又は郵送等による確定申告書のご提出をお願いします。

国税庁ホームページ

(<http://www.nta.go.jp/>)

### ○マイナンバーの記載について

平成28年分以降の確定申告書には、①マイナンバーの記載、②本人確認書類の提示、又は写しの添付が必要となります。

確定申告書を郵送等で提出する際には、本人確認書類の写しの添付が必要となります。また、税務署の提出窓口や申告書作成会場においては、本人確認書類の提示、確定申告書への写しの添付が必要となります。

#### 「本人確認書類」

- ①マイナンバーカード
- ②個人番号通知カードと運転免許証、又は公的医療保険の被保険者証など

### ○電話による確定申告の一般的な相談について

確定申告に関する一般的なご相談は、「確定申告電話相談センター」への電話による相談が便利です。

申告書の作成方法等も電話で確認できますので、仙台北税務署へ電話をお掛けいただき、ガイダンスに従って「0番」を選択してください。

### ○確定申告書作成会場について

#### ◆開設期間

2月16日(木)～3月15日(水)

※土・日、祝日を除きますが、2月19日及び2月26日の日曜日は開設します。

※開設期間前は申告書作成会場を設けていません。

#### ◆会場

○アズテックミュージアム

(仙台市太白区中田町杉の下18)

・開設時間 午前9時～午後4時

○仙台北税務署

(仙台市青葉区上杉1-1-1)

・開設時間 午前9時～午後5時

※各会場とも大変混雑し、申告書の作成に1時間以上を要する場合があります。会場を利用される際には開設時間内に申告書を作成できるよう、終了1時間前までにご来場願います。

なお、会場が混雑している場合には、早めに受付を終了する場合があります。

※各会場は駐車可能台数に限りがありますので、公共交通機関をご利用ください。

### ○納税は口座振替、還付金の受取は口座振込みでー

納税には、便利な振替納税をお勧めします。

振替納税を希望される方は、納期限までに納税地を所轄する税務署又は預貯金先の金融機関に「預貯金口座振替依頼書(納付書送付依頼書)」を提出してください。

#### ○所得税の納期限

3月15日(水)

口座振替をご利用いただいた場合の振替日は4月20日(木)です。

○消費税及び地方消費税の納付期限

3月31日(金)

口座振替をご利用いただいた場合の振替日は4月25日(火)です。

また、還付金の受取は、口座振込みをご利用ください。

振込先は、ご本人名義(屋号のつかないものに限る)の預貯金口座となります。



## 軽自動車などの廃車手続きはお済ですか

軽自動車税は、4月1日現在で原動機付自転車、軽自動車、小型特殊自動車及び二輪の小型自動車などのナンバーを所有している方に課税されます。

廃棄や譲渡、盗難により所有しなくなった車両がある場合には、必ず廃車や名義変更などの手続きをしてください。実際に車両を所有していない時でも、4月2日以降に廃車手続きを行った場合には1年分の税金がかかります。

軽自動車税は、自動車税と異なり月割り計算によるその年度の税金の還付はありません。

なお、3月は窓口の混雑が予想されますので、早めの手続きをお願いします。

### 廃車等手続きの窓口

車種等	窓口
原動機付自転車(125cc以下) 小型特殊自動車(農耕作業用ほか)	役場税務課 ☎341-8513
軽二輪(125cc超250cc以下) 軽自動車	宮城県軽自動車協会 (仙台市宮城野区中野四丁目1-38) ☎388-6033
二輪小型自動車(250cc超)	東北運輸局宮城運輸支局 (仙台市宮城野区扇町三丁目3-15) ☎235-2517

## 消費生活相談窓口から \* 転ばぬ先の消費者知識 \*



このコーナーでは、皆様に今起きている消費者問題について、お知らせしていきます。皆様も身近にある困りごとや納得できないことがあったらご相談ください。電話でも対応しています。

### ★多重債務問題

複数の金融業者からお金を借り、返済が困難になっている状態が多重債務です。

#### 事例

- ・クレジットカードで買い物をし過ぎたり、消費者金融で気軽にキャッシングをしているうちに借金が増えて返せなくなった。
- ・収入の減少や、失業のために生活費や住宅ローンが返せなくなった。
- ・友人の借金の連帯保証人になり、肩代わりすることになった。

借金を返すために借金を重ねると、あっという間に借金は膨らんでしまい、早急に「債務(借金)の整理」をしなければなりません。

債務整理の方法は、次の4つの方法があります。

- ①任意整理：裁判所を利用しないで債権者と和解交渉をする方法
- ②特定調停：簡易裁判所に申し立て、調停で合意した返済計画に基づき返済する方法
- ③個人再生：民事再生法による再生手続きで、住宅ローンの延長が可能なので住宅を手放さずに済む場合があります。
- ④自己破産：返済の見込みがない場合に地方裁判所に申し立て、一定額以上の財産をお金に換えて借金を返済し、残りの借金には免責を認めもらう方法

返しきれない借金で悩んでいませんか？

借金問題は必ず解決できます。

専門の相談機関や消費生活相談窓口にご相談しましょう。

わからないことや不安に思うことがあったら、気軽に相談してください。



◆問い合わせ先 住民生活課 ☎341-8512